

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を示すものとして「コーポレートガバナンスガイドライン」を策定し、当社ウェブサイトにて公表しております。なお、本ガイドラインはコーポレートガバナンス・コードに準拠し、「基本原則」「原則」「補充原則」の構成としております。

コーポレートガバナンスガイドライン

URL <http://www.misawa.co.jp/corporate/irinfo/governance/governance.html>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳

自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、平成28年度 第13回定時株主総会より、株主総会招集通知の一部を英訳して当社ウェブサイトに掲載しております。議決権の電子行使を可能とするための環境作りについては、過去3年間70%を超える行使率を保持しており議案の採決における不都合が生じていると思われるため、現時点では採用の予定はございません。

【補充原則2-3-1】サステナビリティを巡る課題への対応

当社の取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応を、環境マネジメントシステムに基づき執行役員以上で構成する経営改革委員会に対応させ、定期的なレビューを実施しています。

【補充原則4-2-1】中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合の設定

経営陣の報酬は、業績と連動した役員賞与を付与することで持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能できると考え、自社株報酬を設定しておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4.】いわゆる政策保有株式

「コーポレートガバナンスガイドライン」P4の「原則1-4.」をご参照ください。

【原則1-7.】関連当事者間の取引

「コーポレートガバナンスガイドライン」P5の「原則1-7.」をご参照ください。

【原則3-1.】情報開示の充実

(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

経営理念については、下記ウェブサイトをご参照ください。

<http://www.misawa.co.jp/corporate/about/rinen.html>

経営戦略については、株主招集通知の添付書類に記載しております。

また、当社では中期経営計画を策定し、下記ウェブサイトにて公表しております。

<http://www.misawa.co.jp/corporate/irinfo/about/policy.html>

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1-1. 基本的な考え方」に記載しております。

また、当社ウェブサイト「コーポレートガバナンスガイドライン」に掲載しております。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

「コーポレートガバナンスガイドライン」P9の「原則3-1.(3)」をご参照ください。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

「コーポレートガバナンスガイドライン」P9の「原則3-1.(4)」をご参照ください。

(5) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明は、平成28年度 第13回定時株主総会より、株主総会招集通知等に記載しております。

【補充原則4-1-1】経営陣に対する委任の範囲

「コーポレートガバナンスガイドライン」P11の「補充原則4-1-1」をご参照ください。

【原則4-9.】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

「コーポレートガバナンスガイドライン」P14の「原則4-9.」をご参照ください。

【補充原則4-11-1】取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

「コーポレートガバナンスガイドライン」P14の「補充原則4-11-1」をご参照ください。

【補充原則4-11-2】取締役・監査役の兼任状況

「コーポレートガバナンスガイドライン」P14の「補充原則4-11-2」をご参照ください。

【補充原則4-11-3】取締役会全体の実効性についての分析・評価

当社では、昨年度に引き続き、全ての取締役および監査役を対象として取締役会の実効性に関するアンケートを実施しました。この回答に基づいて、取締役会において積極的な議論を行い、その実効性に関する分析および評価を行いました。

上記アンケートの大項目は次のとおりです。

取締役会の役割・責務、取締役会の規模・構成、取締役会の運営、取締役会の議題・審議状況、取締役会を支える体制、投資家・株主との関係、取締役会の機能

上記分析および評価の結果、昨年度の課題も相当程度の改善が図られており、当社取締役会は、現時点において十分に機能し、取締役会の実効性が確保されていると評価します。

なお、当社取締役会は、より高い実効性の確保に向けて、政策保有株式の保有方針に関する検証等について更に改善を図るとともに、その進捗をフォローしていきます。

【補充原則4-14-2】取締役・監査役に対するトレーニングの方針

「コーポレートガバナンスガイドライン」P16の「補充原則4-14-2」をご参照ください。

【原則5-1.】株主との建設的な対話に関する方針

「コーポレートガバナンスガイドライン」P17の「原則5-1.」をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トヨタホーム株式会社	21,965,898	51.00
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,485,727	3.44
MG従業員持株会	833,963	1.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	745,200	1.73
日本生命保険相互会社	609,053	1.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	589,000	1.36
株式会社三菱東京UFJ銀行	559,912	1.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	546,000	1.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	485,800	1.12
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	384,500	0.89

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	トヨタ自動車株式会社（上場:東京、名古屋、札幌、福岡、海外）（コード）7203

補足説明

トヨタホームが実施した当社株式に対する公開買付け及び当社が実施したトヨタホームを割当先とする第三者割当増資により、トヨタホームは平成29年1月5日付で当社発行済み株式の51%を保有いたしました。これによりトヨタホーム及びその親会社であるトヨタ自動車が当社の親会社となりますが、当社に与える影響が大きいと考えられる当社の親会社に該当するのはトヨタ自動車であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引等を行う際は、当該取引等の必要性及び条件が通常の取引条件と著しく相違しないことを確認し、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社であるトヨタ自動車及びトヨタホームとは、相互の自主性・自律性を十分に尊重しつつ企業グループとしてシナジー効果を発揮できるよう連携を図っております。なお、当社はトヨタホームから取締役5名(非常勤3名含む。)を受け入れており、同社の経営方針が当社の事業活動及び経営判断に影響を与える可能性があります。当社は上場会社としての責任のもとに意思決定を行い業務執行しており、一定の独立性を確保していると認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
杉野 正博	他の会社の出身者											
岩城 正和	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉野 正博	○	社外取締役の杉野正博氏は、株式会社LIXILの相談役であり、当社は同社から住設部材や工場資材等を仕入れております。平成29年3月期における仕入額は約20億円であり、これは当社グループの連結売上高の0.5%と僅少であります。また、当社は、同氏が社外取締役を務める株式会社マキタからも工場資材等を仕入れておりますが、同期における仕入額は僅少であります。	社外取締役の杉野正博氏は、証券取引所の定める独立性基準に抵触せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと客観的に言い得るため、独立役員として指定しております。
岩城 正和	○	社外取締役の岩城正和氏は、総合警備保障株式会社の社外取締役であり、当社は同社との取引がありますが、平成29年3月期における取引額は僅少であります。	社外取締役の岩城正和氏は、証券取引所の定める独立性基準に抵触せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと客観的に言い得るため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人(新日本有限責任監査法人)と相互に連携をとるため、監査体制、監査計画及び監査実施状況について報告を受ける体制を整え、定期的に情報の交換を行っております。また、内部監査を担当する監査部の役割は、グループ全体を対象に法令及び内部規定に則してグループ各社及び社内各部署の業務が適正に行われているかを監査すること(金融商品取引法に基づく内部統制の評価を含む。)であり、監査結果は社長以下関係役員に適時報告され、経営の信頼性の確保に努めております。また、会社法に基づく監査を担当する監査役とは定期的な会合の場を持ち、問題意識を共有するとともに、互いの監査結果を報告するなど監査品質の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
香川 隆裕	他の会社の出身者													
長谷 博友	他の会社の出身者													
長崎 伸郎	他の会社の出身者									○	○			

- 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

香川 隆裕	○	当社の主要取引先金融機関である株式会社三菱東京UFJ銀行の出身者であります。	< 社外監査役選任の理由 > 金融機関での豊富な経験に加え、複数の会社の経営に携わってこられた経験や識見を当社の監査業務に活かしていただけるものと判断いたしました。 < 独立役員指定の理由 > 昭和50年4月に三和銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)に入行し、同行を平成15年3月に退職しております。その他の主な経歴は、平成14年5月に株式会社UFJキャピタル(現三菱UFJキャピタル株式会社)の常務取締役役に就任後、平成20年7月に株式会社トーコーの執行役員、平成21年4月に東洋カーマックス株式会社の常務取締役を経て、平成24年6月に当社常勤監査役に就任いたしました。株式会社三菱東京UFJ銀行は当社の主要取引先金融機関であり、香川氏は同行の出身者ではありますが、退職後すでに14年が経過しており、出身会社の意向に影響される立場にはありません。また前職の東洋カーマックス株式会社と当社との取引はございません。よって、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと客観的に言い得るため、独立役員に指定しております。
長谷 博友	○	当社の主要取引先金融機関である株式会社三菱東京UFJ銀行の出身者であります。	< 社外監査役選任の理由 > 金融機関での豊富な経験に加え、複数の会社の経営に携わってこられた経験や識見を当社の監査業務に活かしていただけるものと判断いたしました。 < 独立役員指定の理由 > 昭和59年4月に三和銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)に入行し、同行を平成26年2月に退職しております。その間、平成14年10月から平成17年5月までミサワホームホールディングス株式会社(現ミサワホーム株式会社)に出向しておりましたが、出向期間満了後すでに12年が経過しております。平成25年4月に株式会社モビットの代表取締役副社長に就任後、平成26年3月から平成28年2月までエム・ユー信用保証株式会社の代表取締役社長に就任しておりました。また前職のエム・ユー信用保証株式会社と当社との取引はございません。よって、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと客観的に言い得るため、独立役員に指定しております。
長崎 伸郎		当社の主要株主であるあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の専務執行役員を兼務しております。	< 社外監査役選任の理由 > 他社での豊富な経験に加え、他社で経営に携わってこられた経験や識見を当社の監査業務に活かしていただけるものと判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

業績連動型役員賞与を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬の総額を開示しております。

平成29年3月期の取締役の報酬等の総額は、以下の通りであります。

取締役(9名)219百万円

(注)取締役の報酬等の限度額は、年額310百万円であります。使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。

(平成29年6月29日開催の第14回定時株主総会決議)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で定められた報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により決定しております。報酬額の水準につきましては、同業他社及び同規模の企業と比較の上、当社の業績に見合った水準を設定し、報酬額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

常勤の監査役が経営執行委員会をはじめ重要な会議に出席し、非常勤の社外監査役と情報の共有に努めております。また、非常勤の社外取締役(社外監査役)には、取締役会の開催に際してコンプライアンス部門が議題の事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

< 業務執行 >

当社は、12名の取締役により取締役会を構成し、月1回以上開催される取締役会において重要事項の意思決定と報告を行っております。また、当社は、監督と意思決定及び業務執行を分離するため、執行役員制度を採用しております。取締役会の意思決定に基づき代表取締役及び執行役員が迅速にその業務を執行します。

< 監査・監督 >

当社は、監査役制度を採用し、専門的知見を有する社外監査役を設置することにより、監査役監査の充実を図っております。さらに、内部監査部門を設け、業務執行者自身がその業務を適正に実施しているかを監査しております。会計監査については、会計監査人が独立した立場から監査を実施しております。これら取締役会、業務執行者、監査役会・監査役、内部監査部門及び会計監査人は、それぞれ定期的に情報交換を行い、連携することにより監査・監督の実効性を確保しております。

< 補完的機能 >

当社は、取締役会の意思決定及び監督機能を補完するため、取締役及び執行役員の一部で構成する経営執行委員会を設け、取締役会決議事項の事前審議を行うと共に、取締役会決議事項に次ぐ重要な意思決定を行っております。経営執行委員会には、監査役の出席を可能としており、監査役も積極的に出席し、監査機会を補完しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会設置会社ですが、執行役員制度を採用することにより、従来型の日本的経営形態である取締役会の意思決定、業務執行及び監督機能の集中を避けると共に社外取締役を設置することにより、取締役会の監督機能及び業務執行者への牽制機能を充実させております。また、法定の機関のほか、内部監査部門を置き、業務執行者の自浄作用を強化すると共に、これと法定の監督・監査機関が網目のように機械的に連携することによって、監督・監査機能は有効に機能しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間程度前の早期発送を心掛けている。また、平成29年度の第14回定時株主総会においては、招集通知の発送に先立ち、当社ウェブサイト招集通知を早期掲載した。
招集通知(要約)の英文での提供	平成28年度 第13回定時株主総会より、株主総会招集通知の一部を英訳してホームページに掲載。
その他	招集通知のビジュアル化を図り、ホームページに掲載。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期決算時に開催。 代表取締役、IR担当役員が出席し、経営戦略、決算概要等について説明。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示情報、有価証券報告書・四半期報告書、決算説明資料、アナリスト・機関投資家向け決算説明会動画、株主総会情報等 (http://www.misawa.co.jp/ir/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員:取締役常務執行役員 庄司 健吾 IR事務連絡責任者:経営企画部長 苅米 信俊	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	1.コーポレートスローガン、経営理念及び行動指針の制定 2.入居者アンケートの実施と商品開発へのフィードバック 3.アフターサービスメンテナンス、24時間サービス体制
環境保全活動、CSR活動等の実施	主力工場におけるISO14001認証取得及びCSR報告書の毎年作成、公表

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営理念および行動指針を定め、取締役、執行役員、従業員その他当社の業務に従事する全ての者（以下「役職員」という。）に対し、法令および定款に適合する行動はもとより、誠実で倫理的な行動をとることを要求する。当社は、これらの誠実で倫理的な行動を通じ、健全な経営の基盤である内部環境を醸成し、その基盤上に以下の内部統制システムを構築することにより、公正かつ適切な企業活動を行い、社会的実在としてその責任を果たすものである。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（会社法第362条第4項第6号）
2. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第1項第4号）
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第1項第2号）

新人研修その他の各種研修の機会を通じ、役職員に対し、経営理念および行動指針を浸透させることをはじめとしたコンプライアンス教育および啓蒙活動ならびに損失の危険の管理（以下「リスク管理」という。）に関する教育を実施し、それぞれその意識向上および定着を図る。コンプライアンスおよびリスク管理に関する重要事項に関し、社長執行役員を議長とし、取締役、常務以上の執行役員、その他議長が指名する者をメンバーとした経営改革・戦略会議を設置する。コンプライアンス部門を設置し、日常のコンプライアンス活動を統括管理させ、コンプライアンス上のリスクマネジメントを実施させる。リスク管理規程を定め、経営企画部門に各部門のリスク管理を統括させ、各リスク別、各部門別の具体的なリスクの把握およびリスクのコントロールを図ることにより、業務の適正と効率性を確保する。適時開示が必要と思われるリスクその他の重要情報については開示の徹底を図る。ヘルプライン制度規程を制定し、これに基づきコンプライアンス上疑義のある行為などが発生した場合の通報手段を社内外に設置し、ヘルプライン制度の公正かつ持続的な運営を図る。監査部門を設置し、リスクに対する継続的な内部監査を行う。反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの反社会的勢力に対しては、警察等との緊密な連携を図り、毅然とした態度で対応する。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
（会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第1項第1号）

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関し、定款および取締役会規程、稟議規程、文書管理規程その他の社内規則を整備し、当該情報を適切に保存し、かつ管理する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第1項第3号）

当社の取締役は、取締役会の構成員として当社の意思決定を行い、代表取締役および執行役員の業務の執行を監督する。取締役のうち数名は社外取締役とし、取締役会の意思決定の過程の公正性と、その決定内容の妥当性を確保する。当社の業務の執行は、重要な対外的業務にあっては代表取締役が行い、対内的業務および日常の業務については、取締役会が選任した執行役員が実施する。代表取締役および執行役員の業務については、取締役会で定める職掌に従い分担して職務の執行の効率化を確保するとともに、職務権限規程において職務および権限を割当て、責任を明確化する。前号に定める職務分掌および規則は、取締役もしくは執行役員が変更される都度、または職務の執行の効率化の必要に応じて、見直しを図る。

6. 次に掲げる体制その他の当社ならびに当社の親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社の子会社の役職員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社の子会社の役職員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社の子会社の役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第1項第5号）

当社は、当社ならびに当社の親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、次の各号に掲げる体制を整備する。

当社が定める子会社管理規程において、子会社の財務状況その他の重要な事項について、当社に適切な時期に報告することを義務付ける。

新人研修その他の各種研修の機会を通じ、子会社の役職員に対し、経営理念および行動指針を浸透させることをはじめとしたコンプライアンス教育および啓蒙活動ならびにリスク管理に関する教育を実施し、それぞれその意識向上および定着を図る。

当社および当社の子会社の役職員の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、ならびに当社および当社の子会社のリスク管理のため、子会社に対してもコンプライアンス責任者およびリスク管理責任者、担当セクションならびに会議体の設置を求め、子

の
会

社と共同してミサワホームグループのリスクマネジメントを実施する。

当社は、3か年を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標等を定める。

ヘルプライン制度は、子会社も利用することとし、グループ全体の通報手段として活用する。

監査部門は、グループにおける内部監査を計画的に実施し、グループの業務全般にわたる内部統制の整備および運用状況を検討、評価し、その改善を促す。

当社の子会社においても、反社会的勢力と一切の関係を遮断するとともに、これらの反社会的勢力に対しては、警察等との緊密な連携を

図り、毅然とした態度で対応する。

親会社と適宜情報交換を行い、当社および子会社のコンプライアンス上の課題、リスク情報ならびに職務執行の効率性の観点からの課題を把握する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第3項第1号)

監査役がその職務を補助すべき使用人の配置またはその増員を求めた場合は、その求めに応じて配置する。

8. 7.の使用人の取締役からの独立性に関する事項
(会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第3項第2号)

監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、その使用人の任命、異動、人事考課、その他人事にかかる事項は、予め常勤監査役の同意を得たうえで決定する。

9. 監査役の7.の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第3項第3号)

監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従う。

10. 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制
・取締役および使用人が監査役に報告をするための体制
・子会社の役職員および監査役またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
(会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第3項第4号)

代表取締役および執行役員を兼務する取締役は、取締役会において随時その職務の執行状況の報告を行う。

役職員は、定款または法令違反の事実、著しく不合理な業務執行、その他これらに準ずる事項を発見した場合は、発見後すみやかに、監査役に報告する。

役職員は、監査役が事業について報告を求めた場合、またはグループの業務および財産の状況を調査する場合は、積極的にこれに応じる。

子会社の役職員および監査役は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、すみやかに報告する。コンプライアンス部門は、子会社の役職員からのヘルプライン制度に基づく通報の状況について定期的に監査役に報告する。

11. 10.の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第3項第5号)

当社は、監査役へ報告を行った当社または子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の役職員に周知徹底する。

12. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
(会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第3項第6号)

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等を請求したときは、その請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。

13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第3項第7号)

監査役の半数以上は社外監査役とし、監査の公正を確保する。

監査役は、外部法律事務所と顧問契約を締結することができ、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、「経営理念」および「行動指針」において、反社会的勢力の排除に向けた体制等の整備を念頭に、次の規定を定めております。

- ・経営理念(一部抜粋)
「法令を遵守し、倫理を重んじて誠実に行動します。」
- ・行動指針(一部抜粋)
「反社会的勢力・団体からの不当な圧力に屈しません。」

- (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、新人研修その他の各種研修の機会を通じ、役職員に対し、経営理念及び行動指針を浸透させることをはじめとしたコンプライアンス教育及び啓蒙活動並びに損失の危険の管理に関する教育を実施し、それぞれの意識向上および定着を図っております。また、経営理念・行動指針を、携行用「コンプライアンスカード」に記載し、全社員に配布することにより、その内容の周知徹底を図っております。

このほか、当社は、社内体制の整備として、総務人事部に不当要求防止責任者を設置しております。同責任者を中心に、警察署・暴力追放運動推進センター・顧問弁護士等との緊密な意思疎通と連携をもとに、反社会的勢力の情報の収集、同勢力の排除を進めるとともに、その被害防止を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

< 適時開示に係る当社の基本姿勢 >

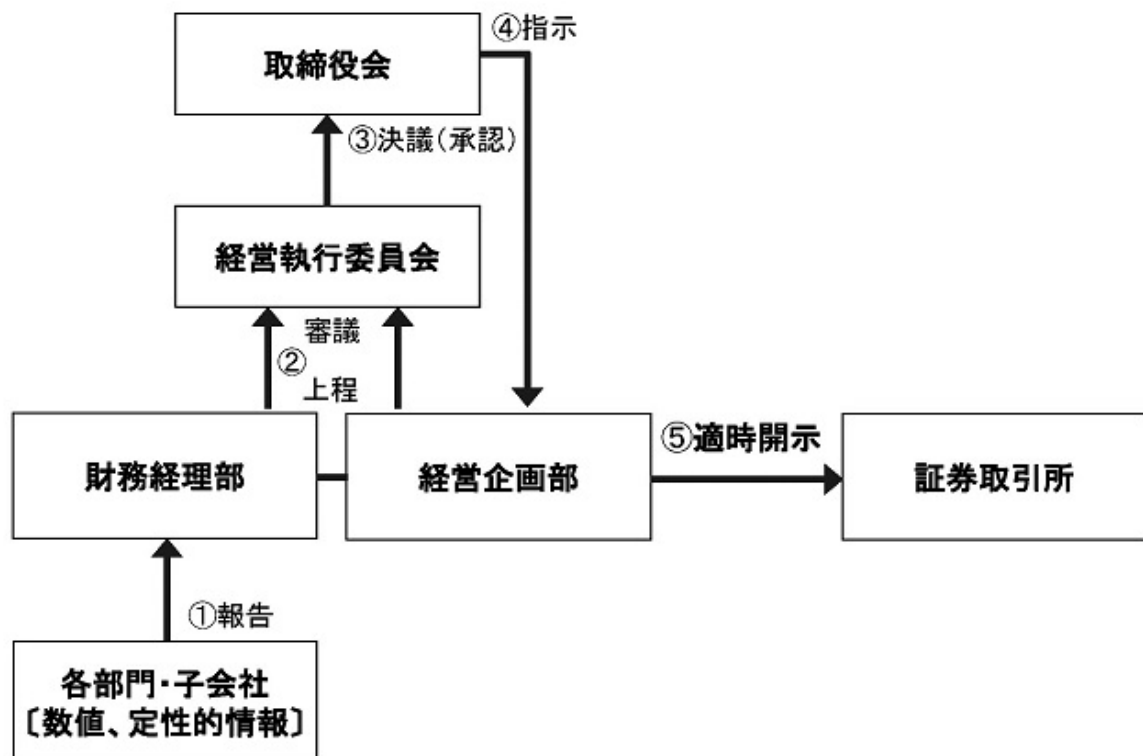
当社は、グループの経営ビジョンの一つとして、「社会、お客様、株主、社員に満足を提供する」を掲げるなど、株主・投資家との信頼関係を構築・維持するために、重要な会社情報の適時適切な開示が極めて重要な責務であるとの認識に立ち、従来より鋭意適時開示に取り組んでおります。

取締役会及び経営執行委員会などで決定した事項や子会社及び各部署で把握した事項のうち、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める適時開示規則により開示が要請される重要情報並びに投資判断に影響を与えられる情報などについて、適宜開示活動に努めております。

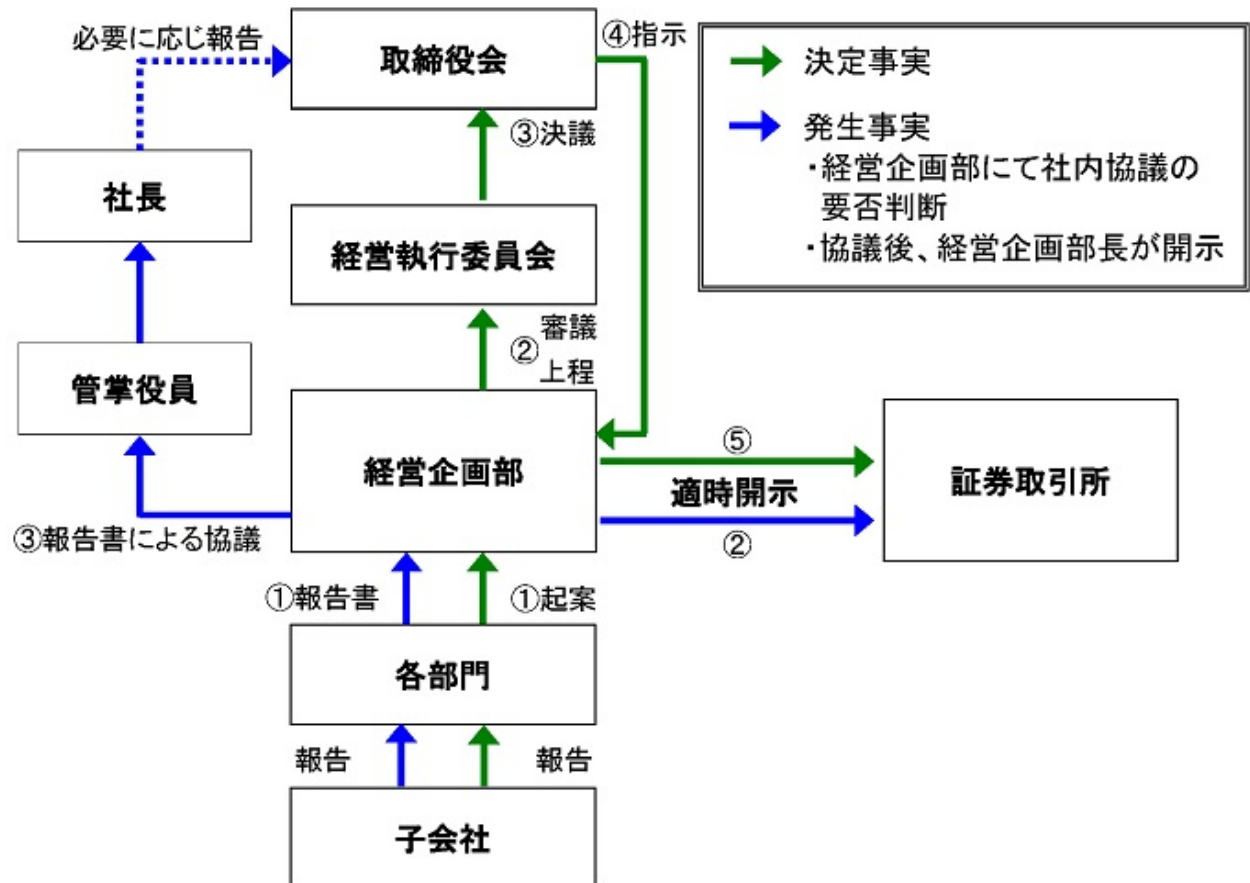
また、社長をはじめとした主要執行役員ら経営陣が率先して説明責任を果たしております。開示活動の実際にあたっては、経営企画部が主管部署となり、子会社及び関連部署と連携して速やかな開示に努めております。当社グループの内部統制活動の監視・検証としては、監査役の会社法上の監査のほか、弁護士等各分野における専門家の意見を参考にコンプライアンス体制の構築に努める中で、経営会議への報告を行うことにより、健全な業務執行の維持・向上に取り組んでおります。

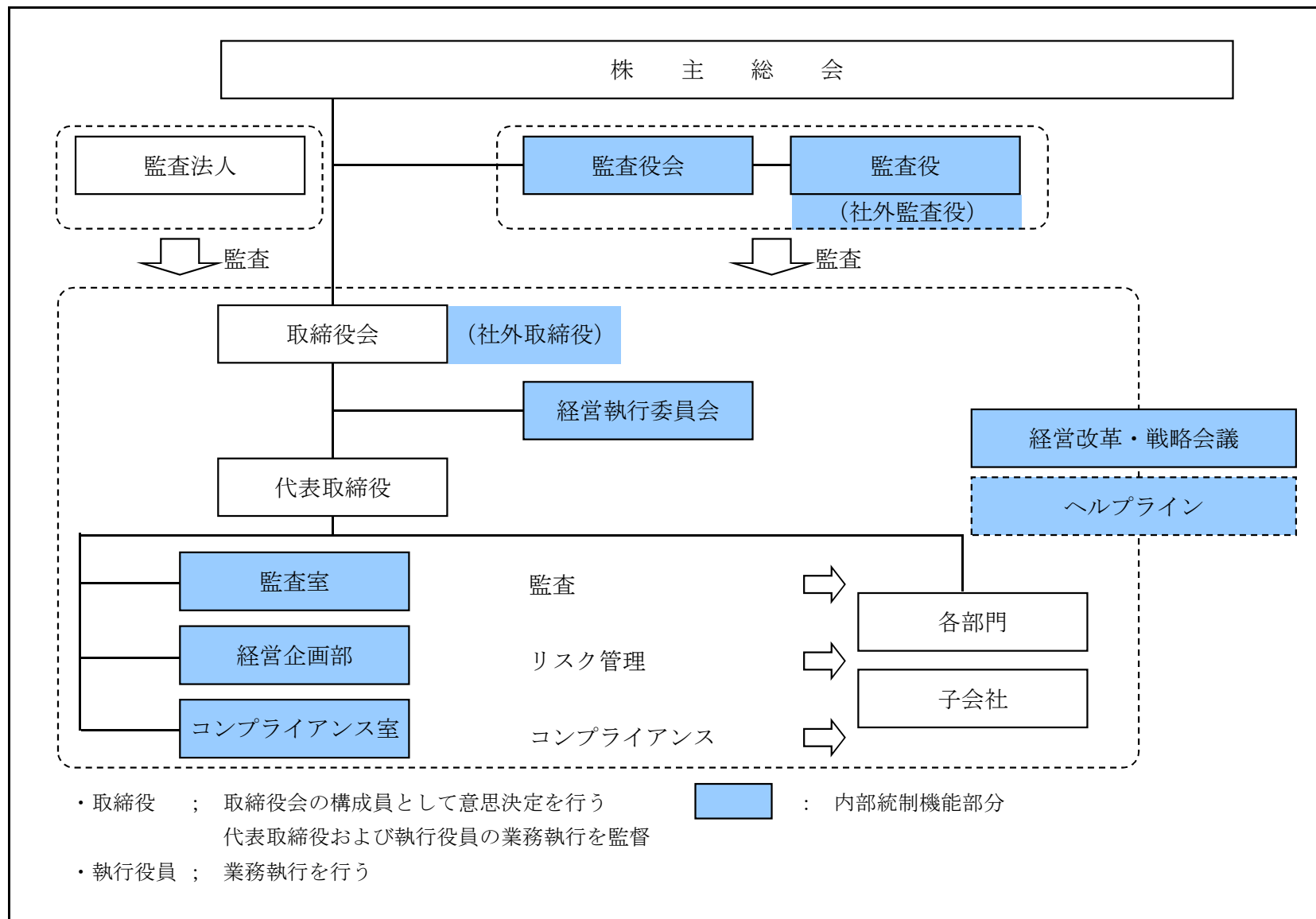
【適時開示体制概要図】

I. 決算情報



Ⅱ. 決定事実、発生事実





*上記模式図は当社のコーポレートガバナンス状況につき、簡略化したイメージとして表記したもの。